

目次

I 全体

1	諮問・答申件数	1
2	答申結果の分類	2
3	平均処理期間・審議回数	3
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	3
5	インカメラ	3
6	ヴォーンインデックス	3
7	特徴のある事件	4
8	その他（理由の提示の不備）	7
9	総会（委員の全員をもって構成する合議体）	7
10	各部会の調査審議回数	7

II 情報公開

1	諮問・答申件数	9
2	答申結果の分類	9
3	平均処理期間・審議回数	10
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	10
5	インカメラ	10
6	ヴォーンインデックス	11
7	特徴のある事件	11
8	その他（理由の提示の不備）	13

III 個人情報保護

1	諮問・答申件数	14
2	答申結果の分類	15
3	平均処理期間・審議回数	15
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	16
5	インカメラ	16
6	ヴォーンインデックス	16
7	特徴のある事件	16
8	その他（理由の提示の不備）	18

IV 付言の実績	19
----------	----

[参考資料]

1 審査会委員名簿	29
2 諮問・答申件数一覧表	31
3 答申一覧	37

平成26年度の調査審議等の状況

(平成26年4月～平成27年3月)

I 全体

1 諮問・答申件数

平成26年度の諮問件数は1,140件、答申件数は916件である。

なお、平成13年度から平成26年度までの総諮問件数は12,032件、総答申件数は10,612件であり、平成26年度末時点で審議中の件数は960件である。

○情報公開関連と個人情報保護関連の総計

[平成26年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
情報公開	916	674	61
個人情報保護	224	242	6
合計	1,140	916	67

[平成26年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	979	727	36
独立行政法人等	161	189	31
合計	1,140	916	67

[平成13年度～平成26年度]

(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (平成26年度末) (a-b-c)
行政機関	10,556	9,326	357	873
独立行政法人等	1,476	1,286	103	87
合計	12,032	10,612	460	960

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

1-1 中間答申

平成26年度においては、情報公開・個人情報保護審査会運営規則24条3項の規定に基づく中間答申の実績はなかった。

1-2 取下げ

平成26年度における諮問事件の取下げは、合計で67件であり、その内訳は以下のとおりである。

(取下げ件数及び理由の内訳)

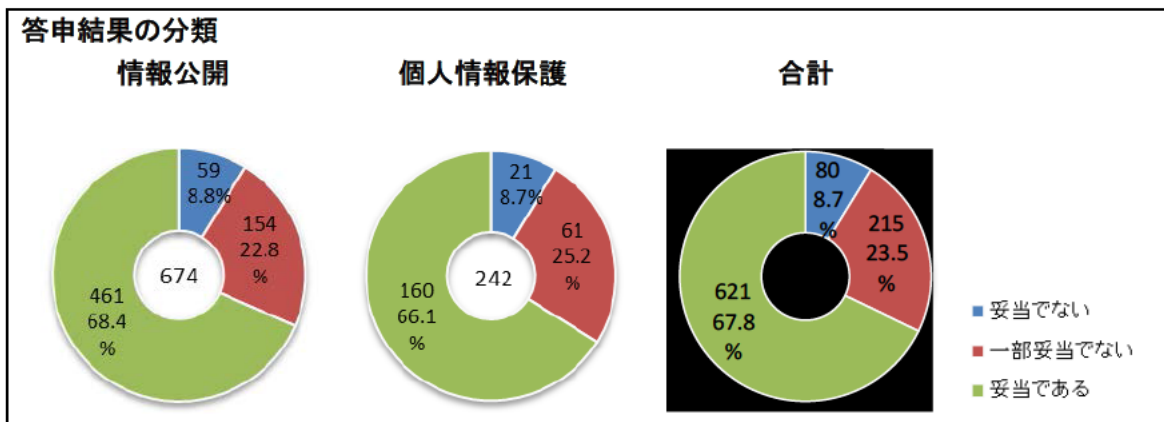
諮問種別	行政機関	独立行政法人等	合計
情報公開	32件	29件	61件
個人情報保護	4件	2件	6件
合計	36件	31件	67件

取下げ理由	件数
不服申立人の自主的な取下げ	19件
審査会意見通知	6件
全部開示	32件
改めて開示決定等を実施	7件
却下	3件
合計	67件

2 答申結果の分類

平成26年度に出された答申件数(916件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、295件(32.2%)である。

	情報公開	個人情報保護	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	59件 (8.8%)	21件 (8.7%)	80件 (8.7%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	154件 (22.8%)	61件 (25.2%)	215件 (23.5%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			295件 (32.2%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	461件 (68.4%)	160件 (66.1%)	621件 (67.8%)
合計	674件 (100.0%)	242件 (100.0%)	916件 (100.0%)

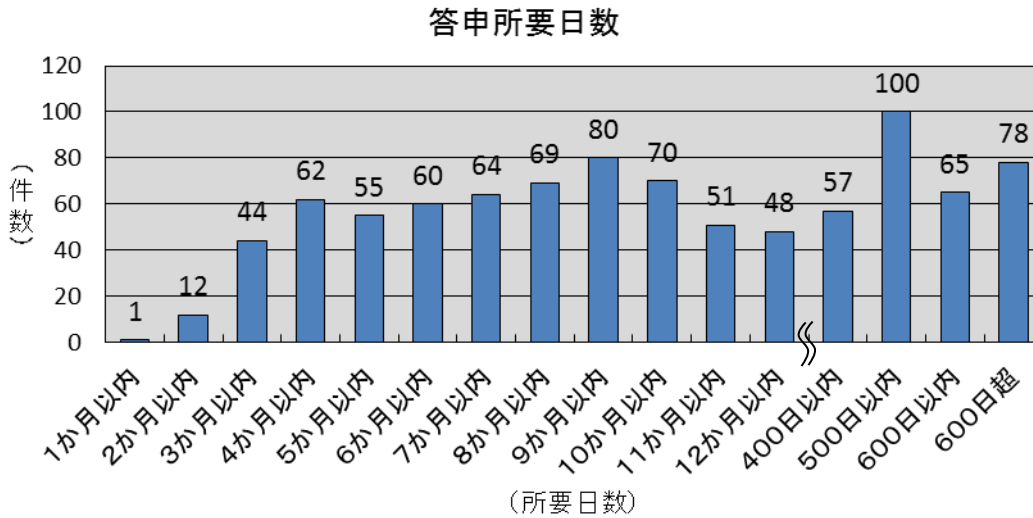


3 平均処理期間・審議回数

平成26年度の答申（916件）について、平均処理期間は316.5日、平均審議回数は2.7回であり、最短の事件では30日で処理が終了しており（平成26年度（行情）答申第169号）、最長の事件では1,401日かかっている（平成26年度（行個）答申第76号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.2回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は9か月以内で答申を出しており、全体の約3分の2は12か月以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

平成26年度の答申（916件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。
 - (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは10件である。
 - (3) 平成26年度に不服申立人等の口頭意見陳述及び諮問庁の口頭説明の聴取を地方において行った実績はない。
 - (4) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはなかった。
- なお、審査会発足以降の実績は、後掲の別表のとおりである。

5 インカメラ

平成26年度の答申（916件）についてみると、対象文書又は対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは495件である。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

平成26年度の答申（916件）についてみると、諮問庁から情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「設置法」という。）9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

(注) ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当かどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書等の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

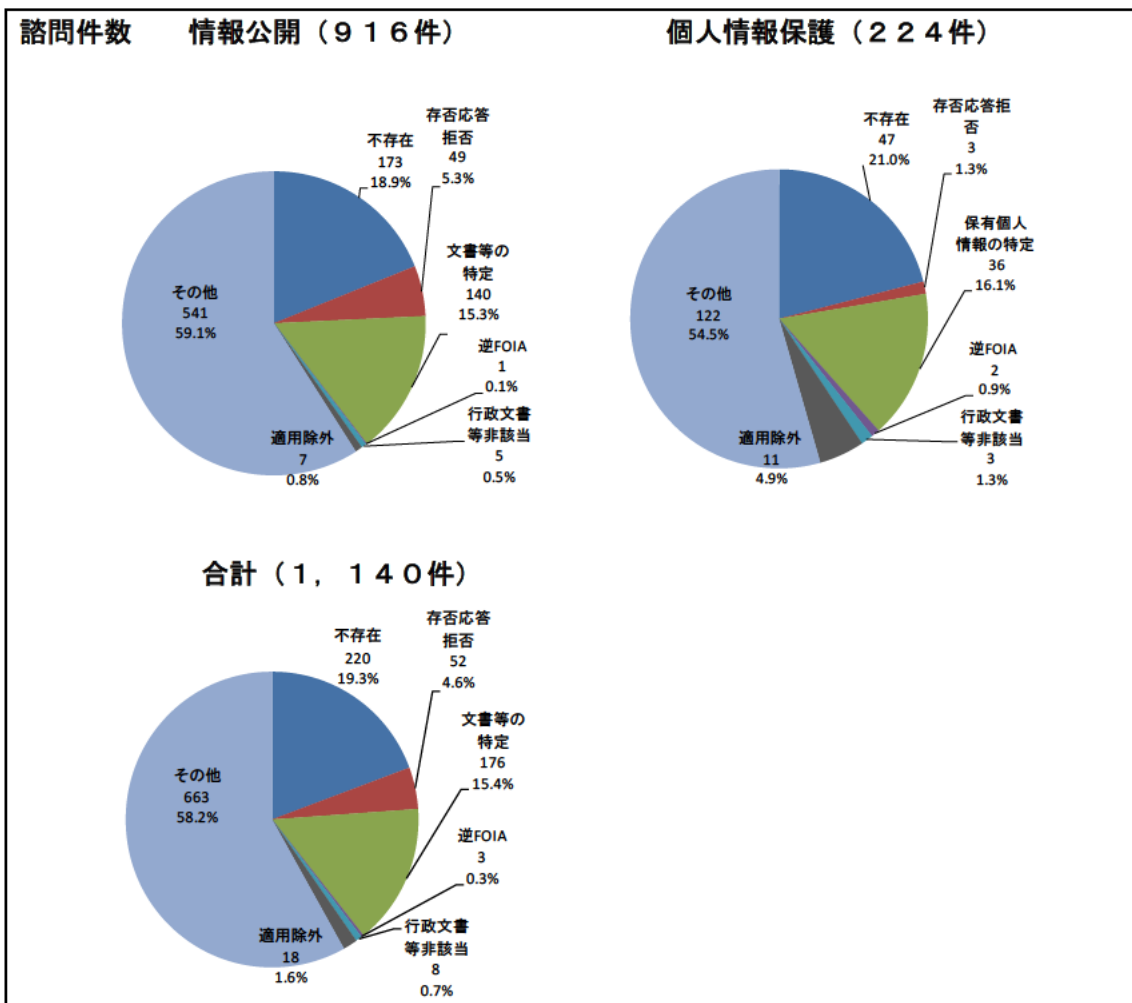
不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、平成26年度の状況は以下のとおりである。

(諮問)

(単位：件)

	情報公開	個人情報保護	合計
不存在事件	173	47	220
存否応答拒否事件	49	3	52
文書等の特定を争う事件	140	36	176
逆FOIA事件	1	2	3
行政文書等非該当事件	5	3	8
適用除外事件	7	11	18
その他事件	541	122	663
合計	916	224	1,140

(注)「不存在事件」、「存否応答拒否事件」、「文書等の特定を争う事件」、「行政文書等非該当事件」、「適用除外事件」とは、当該特徴のみを争った諮問事件をいう。以降、本資料において共通。

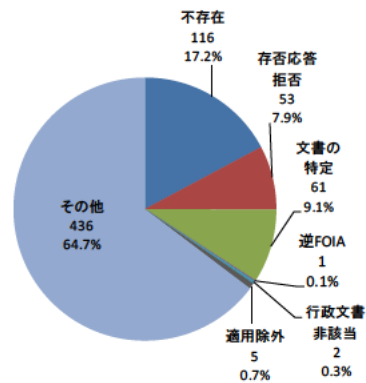


(答申)

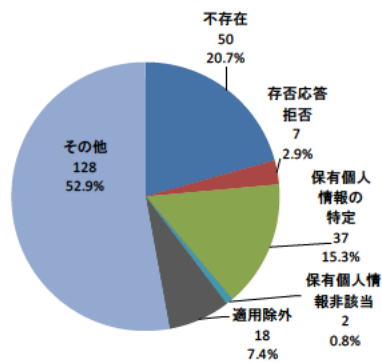
(単位：件)

	答申件数			答申結果別の内訳		
	情報公開	個人情報保護	合計	全部を 妥当でない	妥当でない (一部妥当でないも含む。)	妥当 である
不存在事件	116	50	166	16	18	148
存否応答拒否事件	53	7	60	7	9	51
文書等の特定を争う事件	61	37	98	15	16	82
逆FOIA事件	1	0	1	0	1	0
行政文書等非該当事件	2	2	4	0	0	4
適用除外事件	5	18	23	2	2	21
その他事件	436	128	564	40	249	315
合計	674	242	916	80	295	621

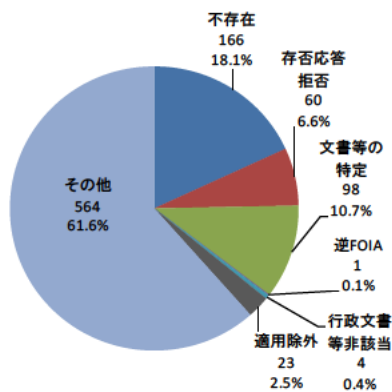
答申件数 情報公開 (674件)



個人情報保護 (242件)

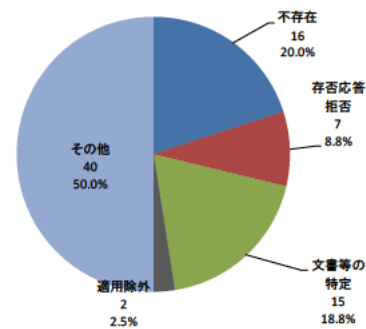


合計 (916件)

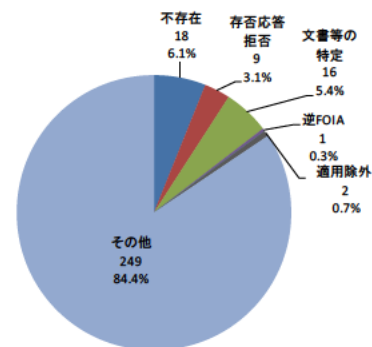


答申結果別の内訳

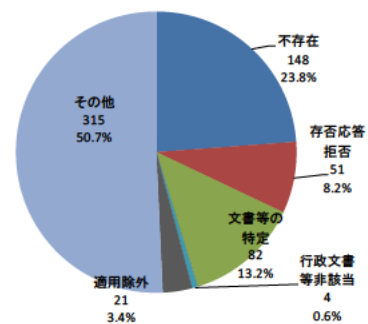
「全部を妥当でない」(80件)



「妥当でない(一部妥当でないも含む)」(295件)



「妥当である」(621件)



7-1 不存在事件

不存在事件については、平成26年度で220件（情報公開173件、個人情報保護47件）の諮問を受け、平成25年度以前の諮問も含め、166件（情報公開116件、個人情報保護50件）について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとされたもの（文書が存在するとされたもの等）は、16件あり、情報公開関連が10件（注1）、個人情報保護関連が6件（注2）である。

（注1）平成26年度（行情）答申第369号、第448号、第481号、第484号、第537号及び第563号並びに平成26年度（独情）答申第65号、第66号、第67号及び第68号

（注2）平成26年度（行個）答申第21号、第45号及び第101号並びに平成26年度（独個）答申第2号、第62号及び第105号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成26年度に52件（情報公開49件、個人情報保護3件）の諮問を受け、平成25年度以前の諮問も含め、60件（情報公開53件、個人情報保護7件）について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとされたものは、7件あり、情報公開関連が5件（注1）、個人情報保護関連が2件（注2）である。

（注1）平成26年度（行情）答申第210号、第236号及び第408号並びに平成26年度（独情）答申第23号及び第24号

（注2）平成26年度（行個）答申第41号及び平成26年度（独個）答申第37号

7-3 文書・保有個人情報の特定を争う事件

文書・保有個人情報の特定を争う事件については、平成26年度に176件（情報公開140件、個人情報保護36件）の諮問を受け、平成25年度以前の諮問を含め、98件（情報公開61件、個人情報保護37件）について答申を出している。

この文書等の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとされたものは、15件あり、情報公開関連が10件（注1）、個人情報保護関連が5件（注2）である。

（注1）平成26年度（行情）答申第138号、第156号、第178号、第202号、第214号、第422号、第449号、第457号及び第468号並びに平成26年度（独情）答申第39号

（注2）平成26年度（行個）答申第58号並びに平成26年度（独個）答申第49号、第69号、第70号及び第71号

7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成26年度に3件（情報公開1件、個人情報保護2件）の諮問を受け、平成25年度以前の諮問を含め、1件（情報公開）について答申を出している。

7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成26年度に8件（情報公開5件、個人情報保護3件）の諮問を受け、平成25年度以前の諮問を含め、4件（情報公開2件、個人情報保護2件）について答申を出している。

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、平成26年度に18件（情報公開7件、個人情報保護1

1件)の諮問を受け、平成25年度以前の諮問を含め、23件(情報公開5件、個人情報保護18件)について答申を出している。

この適用除外事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとされたものは、2件あり、情報公開関連が1件(注1)、個人情報保護関連が1件(注2)である。

(注1)平成26年度(行情)答申第556号

(注2)平成26年度(行個)答申第125号

8 その他

答申の「審査会の結論」の欄に、「違法」等と記載されている答申について、平成26年度の状況は次のとおりである。

○ 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、6件(注)である。

(注)平成26年度(行情)答申第104号、第106号、第262号、第494及び第556号並びに平成26年度(行個)答申第8号

9 総会(委員の全員をもって構成する合議体)

9-1 総会

平成26年度は、設置法6条2項に基づく総会は開催しなかった。

9-2 運営会議

平成26年度には、情報公開・個人情報保護審査会運営規則29条に基づき、運営会議を開催した(平成26年10月8日)。

10 各部会の調査審議回数

各部会は、原則として毎週、定例日を定めて調査審議を行った。

	調査審議回数
第1部会	30回
第2部会	33回
第3部会	32回
第4部会	31回
第5部会	34回

(別表) 答申の調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるもの

	行情(注1)	独情(注2)
平成13年度	55	
平成14年度	83, 164, 181, 279, 395, 426, 427, 428, 429, 430, 469, 527	
平成15年度	370, 454, 509, 590, 591	44
平成16年度	319, 488, 555	
平成17年度	129, 130, 133, 230, 231, 488	9
平成18年度		
平成19年度		103
平成20年度	262	
平成21年度	288, 330	6, 10
平成22年度		
平成23年度		
平成24年度	537, 538	
平成25年度	422	
平成26年度		

(注1) 数字は答申番号である。

(注2) 個人情報保護について、該当する答申はない。

Ⅱ 情報公開

1 諮問・答申件数

平成26年度の諮問件数は916件、答申件数は674件である。

なお、平成13年度から平成25年度までの総諮問件数は9,988件、総答申件数は8,801件であり、平成26年度末時点での審議中の件数は788件である。

○情報公開関連

[平成26年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	824	598	32
独立行政法人等	92	76	29
合計	916	674	61

[平成13年度～平成26年度]

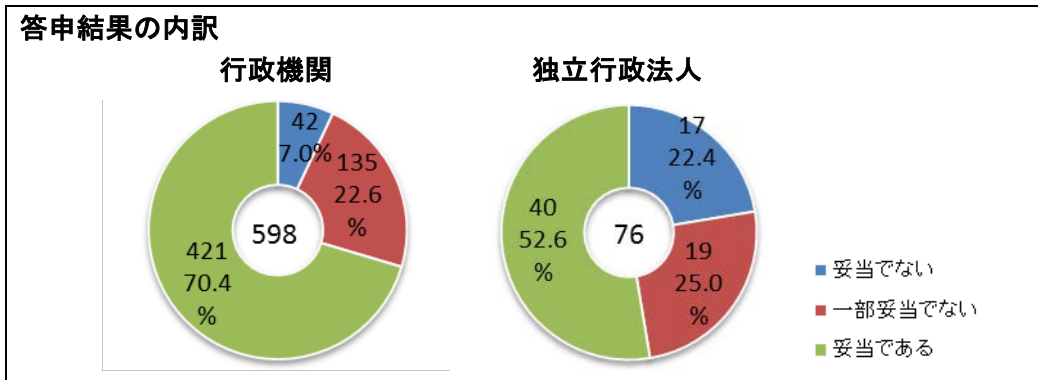
(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (平成26年度末) (a-b-c)
行政機関	9,002	7,963	310	729
独立行政法人等	986	838	89	59
合計	9,988	8,801	399	788

2 答申結果の分類

平成26年度に出された答申件数(674件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、213件(31.6%)である。

	行政機関	独立行政法人	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	42件 (7.0%)	17件 (22.4%)	59件 (8.8%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	135件 (22.6%)	19件 (25.0%)	154件 (22.8%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			213件 (31.6%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	421件 (70.4%)	40件 (52.6%)	461件 (68.4%)
合計	598件 (100.0%)	76件 (100.0%)	674件 (100.0%)

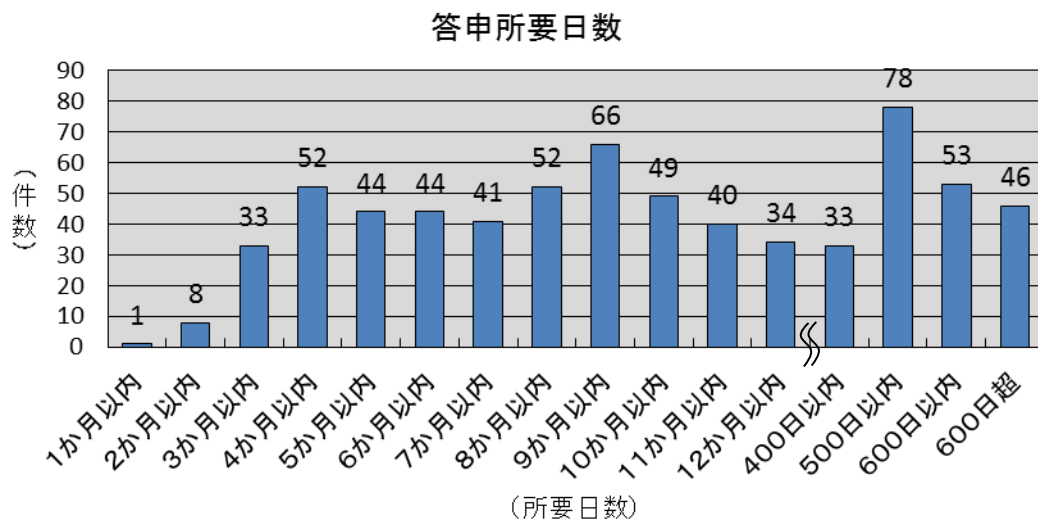


3 平均処理期間・審議回数

平成26年度の答申（674件）について、平均処理期間は306.6日、平均審議回数は2.8回であり、最短の事件では30日で処理が終了しており（平成26年度（行情）答申第169号）、最長の事件では1,195日かかっている（平成26年度（行情）答申第298号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.2回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は9か月以内で答申を出しており、全体の約3分の2は12か月以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

平成26年度の答申（674件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは10件である。
- (3) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはなかった。

5 インカメラ

平成26年度の答申（674件）についてみると、対象文書を見分したとの記載があ

るのは389件となっている。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

平成26年度の答申(674件)についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料(ヴォーンインデックス)の提出を受けたとの記載があるものはない。

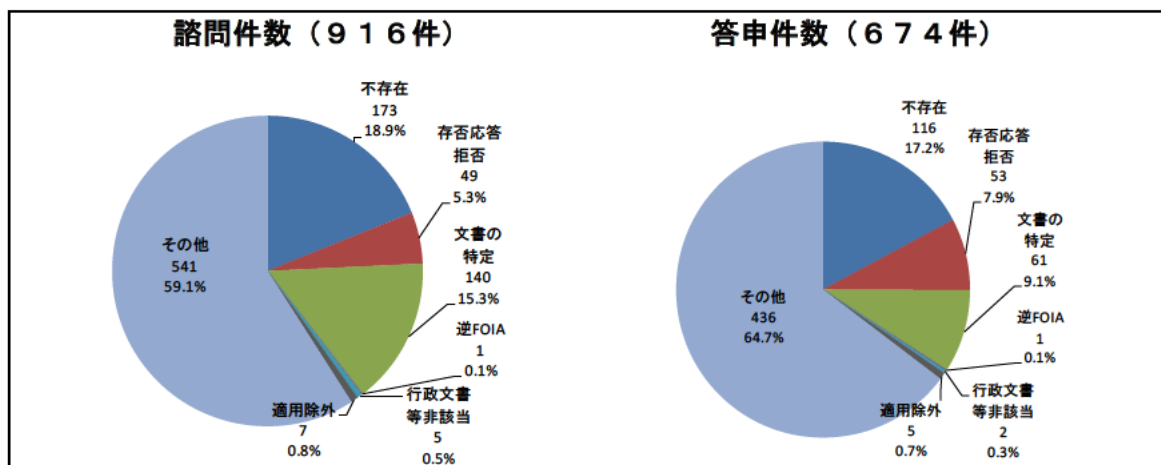
(注) ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、平成26年度の様子は以下のとおりである。

(単位：件)

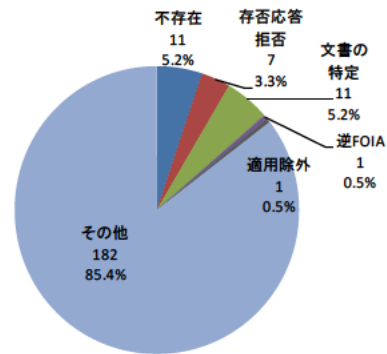
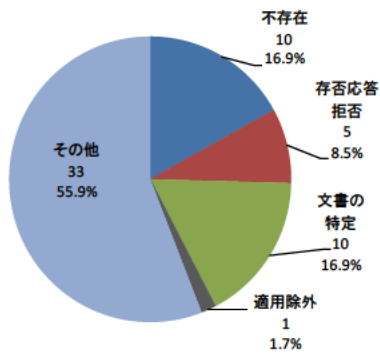
区分	諮問件数	答申件数	答申結果別の内訳		
			全部を 妥当でない	妥当でない (一部妥当でないも含む。)	妥当である
不存在事件	173	116	10	11	105
存否応答拒否事件	49	53	5	7	46
文書の特定を争う事件	140	61	10	11	50
逆FOIA事件	1	1	0	1	0
行政文書等非該当事件	5	2	0	0	2
適用除外事件	7	5	1	1	4
その他事件	541	436	33	182	254
合計	916	674	59	213	461



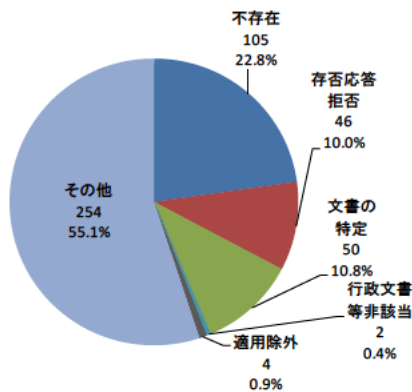
答申結果別の内訳

「全部を妥当でない」(59件)

「妥当でない(一部妥当でないも含む)」(213件)



「妥当である」(461件)



7-1 不存在事件

不存在事件については、平成26年度に173件の諮問を受け、平成25年度以前の諮問も含め、116件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとされたもの(文書が存在するとされたもの等)は、10件(注)である。

(注)平成26年度(行情)答申第369号、第448号、第481号、第484号、第537号及び第563号並びに平成26年度(独情)答申第65号ないし第68号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成26年度に49件の諮問を受け、平成25年度以前の諮問も含め、53件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとされたものは、5件(注)である。

(注)平成26年度(行情)答申第144号、第420号及び第548号並びに平成26年度(独情)答申第45号及び第63号

7-3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、平成26年度に140件の諮問を受け、平成25年度以前の諮問も含め、61件について答申を出している。

この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとされたものは、10件（注）である。

（注）平成26年度（行情）答申第138号、第156号、第178号、第202号、第214号、第422号、第449号、第457号及び第468号並びに平成26年度（独情）答申第39号

7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成26年度に1件の諮問を受け、平成24年度の諮問について1件の答申を出している。

7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成26年度に5件の諮問を受け、平成25年度以前の諮問を含め、2件について答申を出している。

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、平成26年度に7件の諮問を受け、平成25年度以前の諮問を含め、5件について答申を出している。

この適用除外事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとされたものは、1件（注）である。

（注）平成26年度（行情）答申第556号

8 その他

答申の「審査会の結論」の欄に、「違法」等と記載されている答申について、平成26年度の状況は次のとおりである。

○ 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、5件（注）である。

（注）平成26年度（行情）答申第104号、第106号、第262号、第494号及び第556号

Ⅲ 個人情報保護

1 諮問・答申件数

平成26年度の諮問件数は224件、答申件数は242件である。

なお、平成17年度から平成26年度までの総諮問件数は2,044件、総答申件数は1,811件であり、平成26年度末時点で審議中の件数は172件である。

○個人情報保護関連

[平成26年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	155	129	4
独立行政法人等	69	113	2
合計	224	242	6

(単位：件)

	行政機関			独立行政法人		
	諮問件数	答申件数	取下件数	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	144	119	4	63	98	2
訂正請求関連	9	10	0	4	12	0
利用停止請求関連	2	0	0	2	3	0
合計	155	129	4	69	113	2

[平成17年度～平成26年度]

(単位：件)

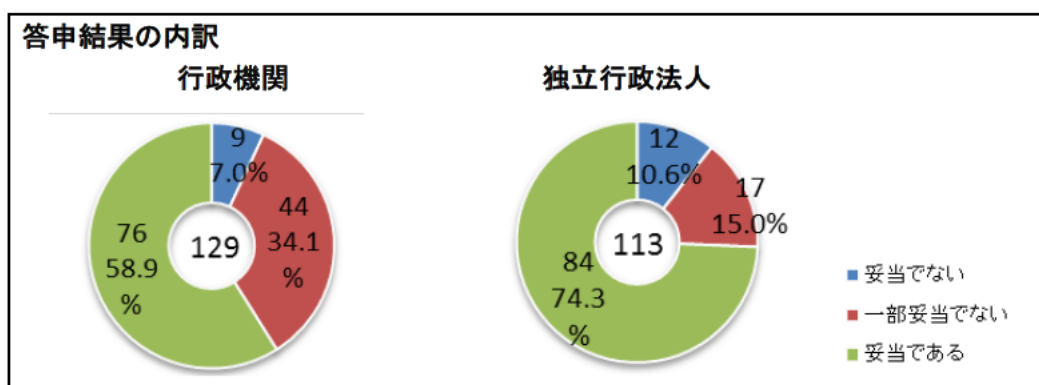
	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (平成26年度末) (a-b-c)
行政機関	1,554	1,363	47	144
開示請求	1,462	1,285	43	134
訂正請求	81	70	3	8
利用停止請求	11	8	1	2
独立行政法人等	490	448	14	28
開示請求	411	375	12	24
訂正請求	61	56	2	3
利用停止請求	18	17	0	1
合計	2,044	1,811	61	172
開示請求	1,873	1,660	55	158
訂正請求	142	126	5	11
利用停止請求	29	25	1	3

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

2 答申結果の分類

平成26年度に出された答申件数（242件）のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの（一部妥当でないとしたものを含む。）は、82件（33.9%）である。

	行政機関	独立行政法人	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	9件 (7.0%)	12件 (10.6%)	21件 (8.7%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	44件 (34.1%)	17件 (15.0%)	61件 (25.2%)
小計（諮問庁の判断は妥当でない（一部妥当でないも含む）としたもの）			82件 (33.9%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	76件 (58.9%)	84件 (74.3%)	160件 (66.1%)
合計	129件 (100.0%)	113件 (100.0%)	242件 (100.0%)

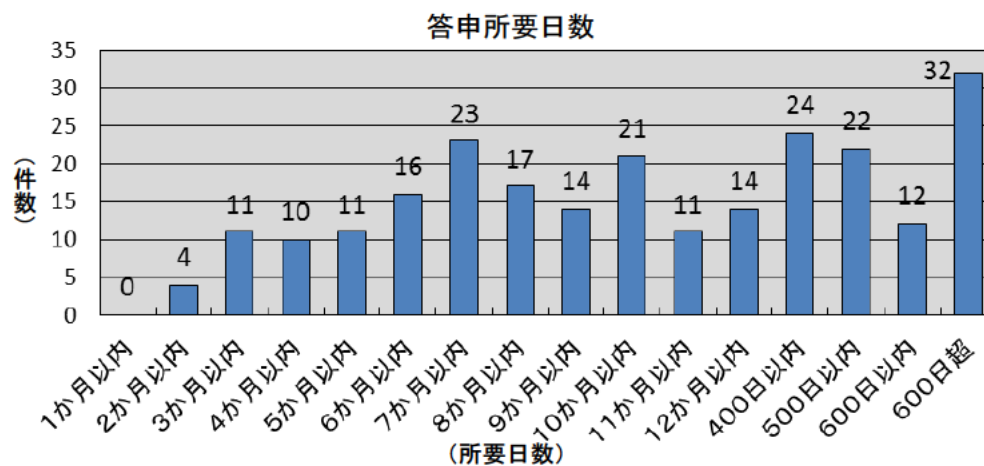


3 平均処理期間・審議回数

平成26年度の答申（242件）について、平均処理期間は343.9日、平均審議回数は2.6回であり、最短の事件では53日で処理が終了しており（平成26年度（行個）答申第127号ないし第129号）、最長の事件では1,401日かかっている（平成26年度（行個）答申第76号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は、2.1回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は10か月以内で答申を出しており、全体の約3分の2は12か月以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述，口頭説明聴取等の実績

平成26年度の答申（242件）についてみると，不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものはなく，諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものもない。また，調査審議の経過欄に，「参考人」と記載のあるものもない。

5 インカメラ

平成26年度の答申（242件）についてみると，対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは106件となっている。

（注）答申の調査審議の経過欄に，「本件対象保有個人情報の見分」等と記載されている答申数である。対象保有個人情報が不存在である場合，存否応答拒否の正当性が争われている場合，一定の様式に記入された個人情報であり，その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など，事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

平成26年度の答申（242件）についてみると，諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

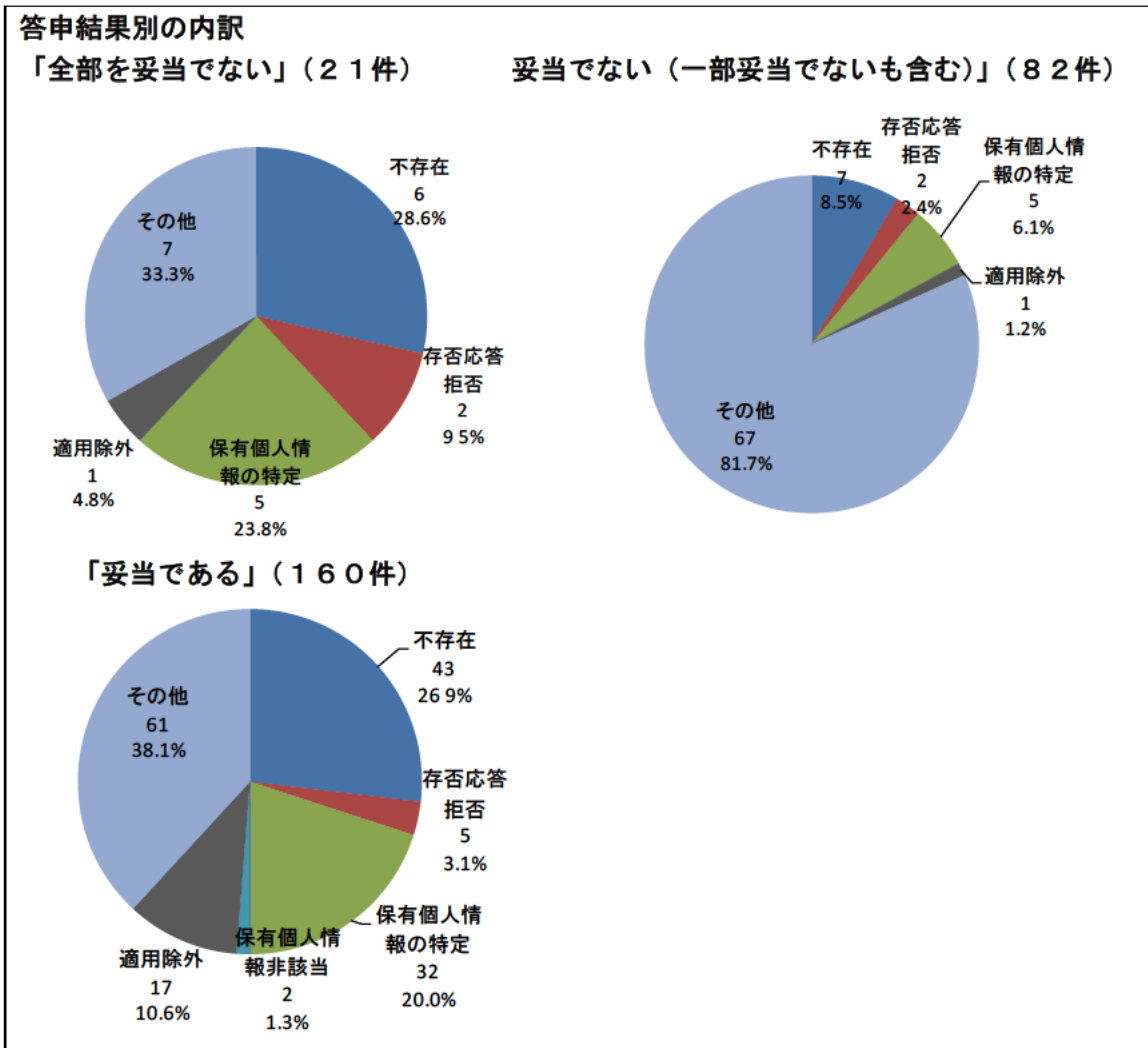
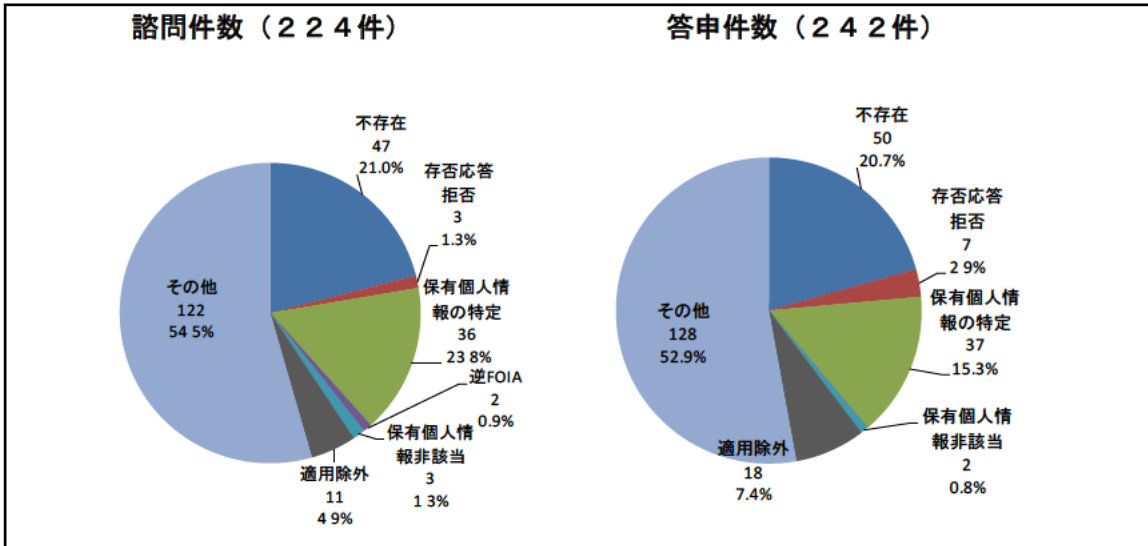
（注）ただし，ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として，諮問庁が自主的に，あるいは事務局の要請に応じて対象保有個人情報の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

不存在事件，存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については，平成26年度の実況は以下のとおりである。

（単位：件）

区 分	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳		
			全部を 妥当でない	妥当でない （一部妥当でないも含む。）	妥当 である
不存在事件	47	50	6	7	43
存否応答拒否事件	3	7	2	2	5
保有個人情報の特定を争う事件	36	37	5	5	32
逆FOIA事件	2	0	0	0	0
保有個人情報非該当事件	3	2	0	0	2
適用除外事件	11	18	1	1	17
その他事件	122	128	7	67	61
合計	224	242	21	82	160



7-1 不存在事件

不存在事件については、平成26年度では47件の諮問を受け、平成25年度以前の諮問も含め、50件について答申を出している。

この不存在に関する答申のうち、全部を妥当でないとされたもの（文書が存在すると

されたもの)は、6件(注)である。

(注)平成26年度(行個)答申第21号、第45号及び第101号並びに平成26年度(独個)答申第2号、第62号及び第105号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成26年度に3件の諮問を受け、平成25年度以前の諮問も含め、7件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしてされたものは、2件(注)である。

(注)平成26年度(行個)答申第41号及び平成26年度(独個)答申第37号

7-3 保有個人情報の特定を争う事件

保有個人情報の特定を争う事件については、平成26年度に36件の諮問を受け、平成25年度以前の諮問も含め、37件について答申を出している。

この保有個人情報の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしてされたものは、5件(注)である。

(注)平成26年度(行個)答申第58号並びに平成26年度(独個)答申第49号、第69号、第70号及び第71号

7-4 逆FOIA(第三者不服申立て)事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成26年度に2件の諮問を受けた。平成25年度以前の諮問も含め、期間中の答申はなかった。

7-5 保有個人情報非該当事件

保有個人情報非該当事件については、平成26年度に3件の諮問を受け、平成25年度以前の諮問も含め、2件について答申を出している。

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、平成26年度に11件の諮問を受け、平成25年度以前の諮問も含め、18件について答申を出している。

この適用除外事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしてされたものは、1件(注)である。

(注)平成26年度(行個)答申第125号

8 その他

答申の「審査会の結論」の欄に、「違法」等と記載されている答申について、平成26年度の状況は次のとおりである。

○ 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、1件(注)である。

(注)平成26年度(行個)答申第8号

IV 付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないにしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

平成26年度の答申を整理すると、80件の答申において付言がみられ、開示決定等の理由の提示など12の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、開示決定等の理由の提示に関する付言（23件）が最も多く、続いて、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言（18件）、開示・不開示の判断に関する付言（12件）、情報提供に関する付言（9件）、開示決定等における対象文書の表記に関する付言（5件）、審査会への対応に関する付言（4件）などという順になっている。

各項目の主な付言の該当部分は、以下のとおりである。

（注） 一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

1) 開示決定等の理由の提示について付言したもの（23件）

- ・ 開示決定等における不開示部分とその理由の示し方については、不開示とした部分各々に明確に対応した不開示理由を示すべきところ、不開示とした部分が行単位で記載されていることから、同一の行において法5条2号イと同条3号の不開示情報に該当する部分が併存する場合、各々の部分がどちらの不開示情報に該当するか判然としない記載内容となっている。

また、不開示部分とした部分各々に明確に対応した不開示理由を提示していないことに起因して、原処分（開示決定通知書）における不開示部分と実施において本件対象文書で不開示とされた部分との不一致が認められた。これは、慎重さに欠ける不適切な対応といわざるを得ない。

したがって、処分庁においては、今後の開示請求への対応については、精査した内容に即し、慎重に開示決定等を行うよう心掛けるとともに、開示決定等における不開示部分とその理由の示し方について、不明確であるとの指摘を受けることのないよう、適切な対応が望まれる。

（平成26年度（行情）答申第14号）

- ・ 本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「行政文書ファイルを探索したが、該当する行政文書は確認できなかったため」と記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであると言わざるを得ず、処分庁においては、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

（平成26年度（行情）答申第149号）など

2) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの(18件)

- ・ 本件は、異議申立てから諮問までに約5年9か月という長期間が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とは言い難く、本件異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

(平成26年度(行情)答申第19号)

- ・ 本件諮問は、審査請求後、2年2か月余りを経過してされている。本件対象文書の不開示理由からして、審査請求から諮問までにそれほど長期間を要するものとは考え難く、本件諮問は遅きに失したと言わざるを得ない。

しかも、上記の諮問庁の説明によれば、本件諮問の時点(平成25年9月)においては、少なくとも上記(1)イの(ア)、(イ)及び(オ)に係る各工事の工程表を近畿地方整備局が取得していたと認められ、これらを審査請求人に提示する等により、本件審査請求の解決が図り得たのではないかとも思料される。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立ての処理に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

(平成26年度(行情)答申第495号)

など

3) 開示・不開示の判断について付言したもの(12件)

- ・ 本件対象文書A及びBは、いずれも第三者である郵便事業株式会社名義の文書であって、処分庁は、同社から意見の聴取等を行い、その結果を踏まえて開示・不開示の判断をすべきであったのであり、その手続きをとることなく、開示・不開示の決定を行っており、適切な措置とはいえない。

したがって、今後、開示請求がされた場合、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じ、当該第三者に対し、意見の聴取等を行った上で、開示・不開示について適切に判断することが望まれる。

(平成26年度(行情)答申第45号)

- ・ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、新宿労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、東京労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、諮問庁による当審査会への諮問後に、上記労災保険給付に係る審査請求について、東京労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に決定書の送付がなされているとのことであった。

本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、その後の事情の変化を踏まえ、諮問庁の現時点における対応としては、東京労働者災害補償保険審査官から既に審査請求人に対して開示された情報については、可能な限り開示することが望ましい。

(平成26年度(行個)答申第14号)

など

4) 情報提供について付言したもの(9件)

- ・ 処分庁は、本件請求文書がまだ作成されていないことをもって開示請求人の意思を確認すること及び不存在決定を行うことなく、開示請求人に収入印紙を返戻しているが、本件取扱いは、開示請求に対する補正又は開示決定等を行っていないものであり、行政手続法7条に違反するといわざるを得ない。

また、本件対象文書が開示請求時点において、まだ作成されていないのであれば、本件対象文書が作成される見込みを開示請求人に教示すべきであった。

処分庁は、今後、開示請求に係る事務手続において、適切に対応することが強く望まれる。

(平成26年度(行情)答申第70号)

- ・ 上記3において結論において妥当であると判断した文書1-②、文書2-②、文書3及び文書4の開示請求については、本来であれば、独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求の対象となるものと考えられ、処分庁は同法に基づく開示請求ができることなどについて教示すべきものと認められる。

今後、自己情報について開示請求をしようとする者に対しては、同法に基づく開示請求を行うことができる旨を窓口で説明するなど、適切な対応をすることが望まれる。

(平成26年度(独情)答申第13号)

など

5) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの(5件)

- ・ 上記2のとおり、本件対象文書として当審査会に示されたものには、行政文書開示決定通知書に記載された文書名と整合していないものが含まれており、また、諮問庁が開示することとする部分の説明も、本件対象文書における該当箇所が明確に示されているとはいい難い。

したがって、処分庁及び諮問庁においては、今後の開示請求への対応及び諮問後の説明に当たっては、特定した文書名を正確に示すとともに、開示・不開示部分に係る説明も、不明確・不十分との指摘を受けることのないよう、適切な対応が望まれる。

(平成26年度(行情)答申第557号)

- ・ 処分庁は、本件対象文書として、いくつかの異なる文書を特定したにもかかわらず、法人文書開示決定通知書においては、開示請求者が請求した内容をそのまま記載しており、不適切な記載であるといわざるを得ない。法人文書開示決定通知書には、適切な法人文書名を記載すべきである。

(平成26年度(独情)答申第39号)

など

6) 審査会への対応について付言したもの(4件)

- ・ 処分庁は、上記2(5)ア記載の既に廃棄した平成23年7月7日付けFAX文書と同一のものを同年10月26日に改めて取得している。

それにもかかわらず、平成24年2月10日付け諮問（平成24年（行個）諮問第14号）において、諮問庁は、平成23年7月7日付けFAX文書について、「原処分庁に確認させたところ、本件に係る対象保有個人情報ほかに存在しないことが確認されている。」として、改めて取得した本件対象保有個人情報の存在については、一切の説明をしなかった。

処分庁において本件対象保有個人情報を改めて取得しておきながら、当審査会及び審査請求人に対して、その事実全く触れずに上記理由説明をしたことは、不誠実な対応であって、諮問庁に対する信頼を著しく損なうものであるといわざるを得ない。

本来、処分庁は、本件のような場合においては、開示請求者に対し、その入手経路を説明した上で、本件対象保有個人情報を行政サービスとして提供することが適切であった。

諮問庁においては、今後、このような不適切な理由説明をすることのないよう、不服申立ての趣旨に照らしつつ、保有個人情報の保有の有無に係る処分庁への確認をより一層厳密に行うなど、適切な措置を講じることが望まれる。

（平成26年度（行個）答申第80号）

など

7) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの（3件）

- ・ 処分庁は、原処分に上記2（1）のとおり重大な瑕疵があることに気付かないまま本件通知書を異議申立人に送付し、本件異議申立てを受けて初めて当該瑕疵に気付いたものの、当該瑕疵が通知書の差し替えで治癒されると軽々に判断しており、本件通知書によって行政処分がなされているとの認識が不十分であり、開示決定等通知書の重要性に対する理解も不十分と言わざるを得ない。

また、諮問庁も、理由説明書において、不開示通知書を前提とした説明をしており、処分庁と同様、本件通知書によって行政処分がなされているとの認識が不十分であり、開示決定等通知書の重要性に対する理解も不十分と言わざるを得ない。

処分庁、諮問庁においては、今後、法の趣旨を正しく認識し、開示請求及び不服申立てに係る手続の適正化を図ることが強く望まれる。

（平成26年度（行情）答申第377号）

など

8) 文書等の特定について付言したもの（2件）

- ・ 諮問庁から提出を受けた理由説明書における説明や当審査会が判断するに当たって諮問庁から受けた説明から、財務省は、本件開示請求に対し、その請求内容に見合う文書が複数ある場合には、そのいずれかを開示さえすればよいとする考え方に基づいて対応したことがうかがわれるが、かかる対応は、法1条に定められている行政文書開示制度の趣旨に整合しないほか、法3条が開示請求の対象を「行政機関の保有する行政文書」と規定し、特段の限定を加えていないことに照らしても、不適切と言わざるを得ない。開示請求において求められている情報が複数の文書に記載され、かつ、その記載内容が重複していたと

しても、開示請求内容に合致する行政文書は全て特定し、開示決定等をすべきである。

今後、処分庁においては、開示請求に対する文書の特定に当たり、法の趣旨にのっとった適切な対応をすることが望まれる。

(平成26年度(行情)答申第202号)

など

9) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの(2件)

- ・ 本件の開示請求は、別紙1に掲げるとおり、請求する個々の文書を明確に示した上で行われたものであるが、原処分の開示決定通知書(本件決定通知書)には、その一部である本件対象文書の開示決定のみの記載しかされなかったため、結果的に、その余の文書については、処分がされていないと言わざるを得ないものである。

処分庁は、特定した文書として記載していない文書については、不存在であるということとは明らかと考えたため、本件決定通知書の不開示部分に記載をしなかったとのことであるが、開示請求された個々の文書について、法に基づき、開示不開示の決定を行い、その旨を書面により、開示請求者に対し通知する義務を負うことは明白であり、その一部の通知しか行っていない原処分は、違法と言わざるを得ないものである。

しかし、本件に関しては、処分庁において、原処分を補完すべく追加の不開示決定をし、その通知を既に行っていることから、原処分を取り消すまでもないと考えられるが、今後、このようなことのないように、法に基づき的確な事務処理をすべきである。

(平成26年度(行情)答申第422号)

など

10) 開示の実施手続について付言したもの(2件)

- ・ 原処分3に基づき一部開示することとされた文書25の一部(細目別内訳の表)において、開示されるべき情報が消去された状態で開示の実施がなされたことが認められる。

諮問庁は、電磁的記録の処理上のミスであると説明しているが、開示すべき情報が存在しないかのように加工がされたと捉えられてもやむを得ない極めて不適切な処理といわざるを得ない。

今後は、独立行政法人等の保有する情報を処理、加工することなく、ありのままの情報を国民に提供するという法の趣旨を踏まえて、慎重、適切な開示の実施に取り組まれない。

(平成26年度(独情)答申第37号)

など

11) 開示決定等に係る調査不足について付言したもの(1件)

- ・ 処分庁は、補正及び原処分において、本件対象保有個人情報(保存期間満了のため廃棄されている)としておきながら、審査請求人の指摘を受け、別の行政文書ファイルを確認したところ、別紙に掲げる文書に記載された保有個人情報を発見したものであり、補正及び原処分時における行政文書ファイルの探索が不十分であったと言わざるを得ない。今後は、文書の探索に当たり、適切な対応が望まれる。

(平成26年度(行個)答申第21号)

12) その他(10件)

- ・ 本件諮問については、当初処分に対して審査請求が提起され、その後に原処分が行われたことから、審査請求人に対して審査請求を継続するかどうかを確認し、原処分でお不開示とされた部分についての開示を求める旨の回答があったことから諮問がされたものであるが、原処分から審査請求人に審査請求の継続の意思を確認するまでに5年余りが経過しており、遅きに失したものと言わざるを得ない。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るという制度の趣旨にのっとり、迅速かつ的確な対応が望まれる。

(平成26年度(行情)答申第168号)

など

【参考】平成26年度に付言を行った答申一覧

区 分	答 申 番 号
開示決定等の理由の提示について付言したもの（23件）	平成26年度（行情）答申第7号 平成26年度（行情）答申第14号 平成26年度（行情）答申第15号 平成26年度（行情）答申第16号 平成25年度（行情）答申第28号 平成26年度（行情）答申第108号 平成26年度（行情）答申第121号 平成26年度（行情）答申第143号 平成26年度（行情）答申第149号 平成26年度（行情）答申第184号 平成26年度（行情）答申第193号 平成26年度（行情）答申第217号 平成26年度（行情）答申第223号 平成26年度（行情）答申第348号 平成26年度（行情）答申第349号 平成26年度（行情）答申第376号 平成26年度（行情）答申第545号 平成26年度（行情）答申第572号 平成26年度（独情）答申第23号 平成26年度（独情）答申第43号 平成26年度（独情）答申第46号 平成26年度（行個）答申第28号 平成26年度（行個）答申第37号
2) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの（18件）	平成26年度（行情）答申第19号 平成26年度（行情）答申第26号 平成26年度（行情）答申第58号 平成26年度（行情）答申第119号 平成26年度（行情）答申第194号 平成26年度（行情）答申第216号 平成26年度（行情）答申第242号 平成26年度（行情）答申第257号 平成26年度（行情）答申第398号 平成26年度（行情）答申第495号 平成26年度（行情）答申第497号 平成26年度（行情）答申第523号

	平成26年度（行個）答申第1号 平成26年度（行個）答申第48号 平成26年度（行個）答申第49号 平成26年度（行個）答申第50号 平成26年度（行個）答申第60号 平成26年度（独個）答申第2号
3) 開示・不開示の判断について付言したもの（12件）	平成26年度（行情）答申第19号 平成26年度（行情）答申第45号 平成26年度（行情）答申第58号 平成26年度（行情）答申第371号 平成26年度（行情）答申第376号 平成26年度（行情）答申第530号 ----- 平成26年度（行個）答申第14号 平成26年度（行個）答申第16号 平成26年度（行個）答申第44号 平成26年度（行個）答申第55号 平成26年度（行個）答申第56号 平成26年度（行個）答申第62号
4) 情報提供について付言したもの（9件）	平成26年度（行情）答申第50号 平成26年度（行情）答申第51号 平成26年度（行情）答申第52号 平成26年度（行情）答申第70号 平成26年度（行情）答申第210号 平成26年度（行情）答申第367号 平成26年度（行情）答申第530号 平成26年度（独情）答申第13号 ----- 平成26年度（行個）答申第79号
5) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの（5件）	平成26年度（行情）答申第215号 平成26年度（行情）答申第557号 平成26年度（独情）答申第39号 ----- 平成26年度（行個）答申第8号 平成26年度（行個）答申第37号
6) 審査会への対応について付言したもの（4件）	平成26年度（行情）答申第19号 平成26年度（独情）答申第39号 ----- 平成26年度（行個）答申第80号 平成26年度（独個）答申第2号
7) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの（3件）	平成26年度（行情）答申第21号 平成26年度（行情）答申第377号 ----- 平成26年度（独個）答申第1号

8) 文書等の特定について付言したもの(2件)	平成26年度(行情) 答申第202号 平成26年度(行情) 答申第457号
9) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの(2件)	平成26年度(行情) 答申第422号 平成26年度(行情) 答申第528号
10) 開示の実施手続について付言したもの(2件)	平成26年度(行情) 答申第520号 平成26年度(独情) 答申第37号
11) 開示決定等に係る調査不足について付言したもの(1件)	平成26年度(行個) 答申第521号
12) その他(10件)	平成26年度(行情) 答申第19号 平成26年度(行情) 答申第70号 平成26年度(行情) 答申第168号 平成26年度(行情) 答申第203号 平成26年度(行情) 答申第208号 平成26年度(行情) 答申第560号 平成26年度(独情) 答申第63号 ----- 平成26年度(行個) 答申第8号 平成26年度(行個) 答申第105号 平成26年度(独個) 答申第112号

(注) 平成26年度(行情) 答申第19号, 第58号, 第70号, 第376号, 第530号及び平成26年度(独情) 答申第39号並びに平成26年度(行個) 答申第8号, 第37号及び平成26年度(独個) 答申第2号においては, 複数の項目にわたって付言している。